

令和6年12月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年12月25日(水)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸	2 番 楠田 孝夫	
4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝	
7 番 高尾 晃	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

3 番 山本 忍	6 番 増田 京子
----------	-----------

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

2 番 楠田 孝夫	4 番 田中 孝喜
-----------	-----------

第2 提出議案

議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第35号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

「非農地に該当するもの」と判断

議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第37号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第7号 農地改良等届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和6年12月25日（水） 午前10時30分 開会

滝川係長	ただいまから令和6年12月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
滝川係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
滝川係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「2番 楠田委員」「4番 田中孝喜委員」をお願いします。
	次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。 議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
滝川係長	（別紙資料 議案第34号の申請番号1番を朗読し説明する。） 今回の申請ですが、譲受人の父は造園業を営んでおり、ユーカリや紅葉を栽培できる日当たりがいい農地を探していたところ、維持管理ができないため農地の譲渡を検討していた譲渡人と思惑が一致され、今回、所有権移転の申請がされたものがあります。今までも自分の山で、ユーカリや紅葉の栽培をしているということで、店頭販売や市場への出荷を計画されています。なお、申請された農地については、周囲に被害が生じないようにするため草刈等の作業を行い、地域活動に協力することから事務局としては、特段問題ないかと思えます。 以上、ご審議方よろしくお願い致します。
川島会長	それでは、志折地区の担当委員である「11番 山口泰委員」、補足説明がありましたらお願いします。
山口委員	はい、11番 山口です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 3 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 1 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 3 4 号の申請番号 1 番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第 3 5 号「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第 3 5 号について説明する。)

一筆調査に基づく農地・非農地の判断についてですが、8 月に実施しました調査において、非農地と判断された農地で、所有者又は納税管理者がはっきりと分かった農地に対するものになります。通知の対象となる農地は合計 1 5 筆で、合計面積が 5, 0 1 9 m²となります。

なお、今回非農地ということで判断いただければ、「非農地通知書」を所有者の方に送付するようになります。送付する書類は、「非農地通知書」と併せて、地目変更登記については所有者の方でしていただくため、「地目変更登記の手続きの仕方」、「登記申請書」も同封して送付します。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 3 5 号「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは異議なしということで、議案第 3 5 号については、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議案第 3 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第 3 7 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第36号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、井石郷氏ノ下2301他合計17筆で、面積は、合計31,684㎡となります。

利用権設定をするものは、折敷瀬郷〇〇さんで、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和7年2月10日からで、10年間の令和17年2月9日までが16筆、8年8ヶ月間の令和15年10月9日までが1筆となっています。

(別紙資料 議案第37号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。

土地の所在及び面積は、井石郷氏ノ下2301他合計17筆で、面積は、合計31,684㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、金屋郷〇〇さん他6名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和7年2月10日からで、10年間の令和17年2月9日までが16筆、8年8ヶ月間の令和15年10月9日までが1筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定をする「〇〇委員」、利用権設定を受ける「〇〇委員」は農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第36号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第37号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第36号及び、議案第37号については、承認することと致します。

〇〇委員、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

川島会長

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第7号「農地改良等届出について」、事務局からの説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 報告第7号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3 報告事項を終わります。

川島会長

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会12月定例総会を閉会致します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。